

「あっせん委員会」の運営状況（平成30年10月～12月中）について

平成30年10月から12月中のあっせん委員会の運営状況は次のとおりである。

1. 当四半期における申立件数／あっせん手続件数

(1) 新規申立件数

あっせんの申立件数は0件。

(2) あっせん手続件数

あっせんの手続件数は1件。

あっせん手続件数

(単位：件)

	平成30年10～12月中
前四半期係属件数 (A)	1
平成30年10月～12月 新規申立件数 (B)	0
平成30年10月～12月 終結件数(C = a+b+c+d+e)	1
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、和解件数 (a)	1
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、不調件数(b)	0
申立人の申立て取下げ件数(c)	0
あっせん委員会によるあっせんの打ち切り件数(d)	0
あっせん委員会の適格性審査による不受理件数(e)	0
平成30年12月末係属件数(=A+B-C)	0

事案番号	30年度第1号
申立て概要	実績配当型金銭信託の販売時の説明不足
申立人の属性	個人
申立人の申出内容	<p>平成26年8月から27年6月にかけて実績配当型金銭信託を契約したが、30年4月に損失が発生したことから解約。</p> <p>購入時には「安全性の高い商品」と説明を受け、為替リスクについての説明は受けたが、「アメリカの金利が上昇すると債券の価格が下がる」との説明はなかった。銀行が運用している商品なので、投資信託よりも安全だと思い多額の投資を行ったので、損失の全額を補償して欲しい。</p>
相手方信託銀行等の見解	<p>勧誘に際して申立人に対して本商品のリスクを十分説明しており、申立人もこれを理解していたのであって、申立人の本商品の損失補てんの請求に応じることは一切できない。</p>
あっせん手続の結果	<p>【平成30年10月3日申立受理→平成30年12月6日和解契約書締結】 所要期間 2か月3日</p>
あっせん手続の概要	<p>平成30年10月3日のあっせん委員会において、本件申立ては「適格性あり」として受理され、平成30年10月24日に第2回あっせん委員会を開催した。</p> <p>10月24日のあっせん期日では、当事者双方とも申立内容、答弁書に基づく主張であったが、あっせん委員会としては、相手方に説明義務違反まではないものの、将来的にアメリカの金利が上がり、債券価格は下がることが予想されていた中で、大きな金額になるまで複数回販売したこと、ある程度リターンが見込める商品の中では安全性の高い商品であることは理解するが、実際に百万円を超える損失が出ていること、申立人は早期の解決を希望していること等を勘案し、双方に対して、相手方が損失額の1割程度を負担する旨のあっせん案を提示した結果、申立人の了解は得られたものの相手方は持ち帰り検討となった。11月9日、相手方よりあっせん案を応諾する旨の連絡があり、12月6日、和解契約書が締結された。</p>